独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社大塚商会		コード	4768
提出日	2026/7/15	異動（予定）日	2026/8/1	
独立役員届出書の提出理由	社外取締役である中井陽子氏が取引先を退任し一年が経過することとなり、独立役員の資格を充たすため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	牧野　二郎	社外取締役	○													○		有
2	齋藤　哲男	社外取締役	○													○		有
3	鈴村　文徳	社外取締役	○										△					有
4	中井　陽子	社外取締役	○						△								指定	有
5	若槻　絵美	社外取締役	○													○		有
6	仲井　一彦	社外監査役	○										△					有
7	羽田　悦朗	社外監査役	○													○		有
8	皆川　克正	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		牧野二郎氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっており、社外取締役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は他の取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った経営判断を行っており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任しております。
2		齋藤哲男氏は、長年にわたり多業種に及ぶ多数の企業経営に関与した経験を有し、社外取締役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は他の取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った経営判断を行っており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任しております。
3	鈴村文徳氏は、当社の取引先であるセイコーエプソン株式会社及び同社の連結子会社であるエプソン販売株式会社の出身者であります。両社と当社との間には、事業取引がありますが、その年間取引額は、セイコーエプソン株式会社及び当社それぞれの連結売上高の１%に満たない額であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	鈴村文徳氏は、長年にわたり情報通信業界に携わっており、販売推進及びマーケティングに関する高い知見に加え、代表取締役社長の経験から経営全般に関する知見も有していることから、社外取締役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は他の取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った経営判断を行っており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任しております。
4	中井陽子氏は、当社の取引先である日本マイクロソフト株式会社及びアドビ株式会社の出身者であります。取引先の売上高に占める当社の割合が一定の水準を超えていると見込まれるため、2026年3月27日時点においては独立役員としての届出を見送りましたが、取引先を退任し一年が経過するため、独立役員として選任します。	中井陽子氏は、長年にわたり情報通信業界に携わっており、販売推進及びマーケティングに関する高い知見に加え、代表取締役社長の経験から経営全般に関する知見も有していることから、社外取締役としての役割を十分に果たせるものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は他の取締役によるコントロールを受けず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った経営判断が可能であり、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任します。
5		若槻絵美氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっており、社外取締役としての役割を十分に果たせるものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は他の取締役によるコントロールを受けず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った経営判断が可能であり、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任します。
6	仲井一彦氏は、2007年に新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）に代表社員として入所し、2010年に新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）を退職しております。当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。	仲井一彦氏は、公認会計士、税理士としての識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっており、当社の社外監査役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った監査を実施しており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任しております。
7		羽田悦朗氏は、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士としての識見と経験を有し、企業の会計と法務の実務に長年にわたり携わっており、当社の社外監査役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った監査を実施しており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任しております。
8		皆川克正氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっており、当社の社外監査役としての役割を十分に果たしているものと判断します。また同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は取締役によるコントロールを受けておらず、少数株主の立場を理解し、公平、公正な立場に立った監査を実施しており、当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」であると判断し、独立役員として選任しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。